

令和7年度 大井川地区デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度 大井川地区デマンド型乗合タクシー運行業務委託

2 根拠法令

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条

3 運行形態

道路運送法施行規則第3条の3第3項に定める区域運行

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（運行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

5 運行路線

別紙Aに示す「乗降場所」間の輸送

なお、乗降場所は乗降の安全性等を協議した上で変更となる可能性がある。

6 業務内容

本業務は、別紙Aに示す「乗降場所」間を利用者の予約に応じて、輸送するものであり、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 利用者登録に関すること
- (2) 利用予約に関すること
- (3) 運行に関すること
- (4) 運賃の徴収に関すること
- (5) 運行管理及び運転者に関すること
- (6) 車両及び車両搭載機器の保管、整備管理及び修繕に関すること
- (7) 運行内容に係る関係者との協議・調整に関すること
- (8) その他、市が必要と認める業務

7 運行日

運行日は、平日及び土曜日の毎日とする。

ただし、12月29日から1月3日までは運休とする。

（令和7年度：平日242日、土曜日50日）

8 運行便数及び運行時間

1日当たりの運行便数は以下のとおりとし、運行時間は午前8時から午後6時とする。

・平日：1時間に1便（上下計2便）の運行とする。ただし、午後1時台は運休とする。

・土曜日：2時間に1便（計1便）

運行は予約があった場合のみ、予約があった「乗降場所」間を運行するものとする。なお、1つの便に複数の予約が入った場合は、乗車定員の範囲で乗り合いにより運行するものとする。また、乗車定員を超えた場合は、次便以降の乗車定員を超えない便にて対応する。

9 利用者登録

事前に利用者登録を行い、住所・氏名・生年月日・電話番号・最寄りの停留所・メールアドレス・その他必要事項を台帳で管理すること。令和7年3月末までに市が受け付けた利用者登録を引き継ぐこと。

10 利用予約の受付

利用者からの利用予約の受付は、運行日の午前8時から午後6時までとすること。各便の予約受付締切時間は以下のとおりとし、7日先までの予約を受け付けること。

- ・始発～午前中の便 : 前日の午後6時まで
- ・午後の便 : 出発の1時間前まで

なお、利用予約の受付について、利用者の利便性向上に資する変更は、委託者と受託者が合意した上で行うものとする。

11 徴収する運賃

利用者から徴収する運賃の額は別表に定める額とし、支払いは現金払いとする。運賃の徴収は降車時に行うものとする。

12 キャンセル料

受託者の責めに帰すべき理由がなく運行がキャンセルされた場合の経費は、双方の協議の上、決定するものとする。

13 車両

当該業務を実施するため、乗車定員10人（運転者含む）の車両を2台使用する。また、乗車定員5人以上の予備車両を確保すること。

14 その他

- (1) 道路運送法等関係法令を遵守し、輸送サービスを行う。
- (2) 道路運送法に規定する必要な許認可を受ける。
- (3) 運行に必要な施設・用地（車両、車庫等）を整備、管理する。
- (4) 運行管理者、車両等への緊急連絡体制を確保する。
- (5) 利用者からの問い合わせに随時、対応する。
- (6) 運転手は制服、名札を着用する。
- (7) 業務中に事故が発生した場合はこれを解決し、不足の事態が発生した場合は対処し、輸送の確保を行う。
- (8) 運行に支障がある場合は、市に連絡するとともに利用者に周知を図る。
- (9) 委託期間中に利用者の利便性向上等のため、本仕様書について変更する必要がある場合は、双方の協議の上、本仕様書の規定を変更することができるものとする。運行日、運行時間、車両の仕様等、運行経費に係る変更を行う場合は、業務委託料について契約変更を行うものとする。
- (10) その他疑義が生じた場合は、双方の協議により決定する。

別表「運賃表」

運賃（一人一回）	
大人（中学生以上）	300 円
小人（小学生）	150 円
幼児（小学校就学前）	無料
※1. 身体障害者手帳等所持者は半額	
※2. 身体障害者手帳等所持者の介護者は1名迄半額	